

裁 決 書

事件番号 平成28年(知審福)第2号
審理手続終結日 平成29年6月12日
審理員意見書受理日 平成29年6月13日
審査会答申書受理日 平成29年8月2日

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁 和歌山市福祉事務所長

審査請求人が平成29年2月10日に提起した、和歌山市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成28年11月15日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下に関する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

1 審査請求の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成28年11月15日付けで、[Redacted]（以下「審査請求人」という。）に対して行った本件処分について、違法かつ不当であり取り消されるべきであるとして審査請求があったものである。

2 前提となる事実

- (1) 審査請求人は、生活保護受給者である。
- (2) 審査請求人は、[redacted]にて、平成19年4月から週3回の[redacted]を行っている。
- (3) 審査請求人は、移動や移乗は全介助であり、自宅から[redacted]まで直通の公共交通機関がないため、従来、タクシーを利用して通院している。
- (4) 審査請求人は、生活保護において通院移送費が支給されることを知り、平成28年4月、口頭により処分庁へ通院移送費の支給を申し出た。それに基づき、処分庁は、給付要否意見書を発行し、[redacted]に要否意見を求め、その内容を元に給付の判断をしている。
- (5) 審査請求人は、平成28年6月7日付けで4月分の通院移送費については支給決定したが、今後は自宅から近距離の病院への転院を検討するよう伝えている。
- (6) 審査請求人は、同年5月分から9月分までの通院移送費について、平成28年11月9日、支給申請した。
- (7) 処分庁は、平成28年11月15日付けで審査請求人に対して、「[redacted]（[redacted]）への通院移送費については、より近距離な医療機関においても受診が可能であるため」という理由で却下決定を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、次の理由により違法かつ不当であり、速やかに取り消されるべきである。

- (1) [redacted]までの通院費用（介護タクシー料金）は、処分庁が示す近距離にある病院（[redacted]及び[redacted]）と同額である。[redacted]は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）にいう「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関」に該当する。
- (2) 審査請求人の医療、看護及び介護体制は、[redacted]を中心に、同病院系列の診療所や事業所で構成されており、医師やケアマネージャーと信頼関係を築いている。特に、週3回の透析治療は、主治医との信頼関係が重要であり、[redacted]の主治医には、[redacted]治療の開始当初から定期的に診察を受けている。
高齢の審査請求人が、[redacted]を転院し、新たな病院で信頼関係を築いていくことは困難であり、その精神的負担から血圧上昇等、体調にも支障を来す可能性がある。
- (3) 医療機関の選択に当たっては、自宅からの距離のみに着目するのは、画一的に過ぎる扱いであり、局長通知に基づき、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案すべきである。

2 処分庁の主張

本件処分は、下記のとおり適正に処理されており違法又は不当な点はない。

- (1) 局長通知において、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限る」とされている。
[redacted]及び[redacted]は、[redacted]より審査請求人の自宅に近く、移送費も安い。

局長通知にいう「比較的近距离に所在する医療機関」に該当するのは、[]と[]である。(以下は審査請求人自宅と各病院間の距離である。)

- ・ [] ([]) 約 [] m
- ・ [] ([]) 約 [] m
- ・ [] ([]) 約 [] m

- (2) 上記の [] 及び [] では、審査請求人の要介護状態においても受診可能であることを確認しているため、局長通知にある「傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离の所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる」というケースに該当しない。
- (3) [] を転院しても、他の医療、看護及び介護体制は、変更する必要がないため、診療所医師や担当ケアマネージャーとの信頼関係に影響はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第15条において、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とされており、同条第6号において「移送」が規定されている。
- (2) 局長通知第3-9-(1)において、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること」とし、その判断に当たっては、「同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること」とされている。
- (3) 局長通知第3-9-(2)において、「受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るもの」とし、「ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる」とされている。
- (4) 局長通知第3-9-(3)-イにおいて、給付決定に関する審査については、「給付可否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること」とされている。
- (5) 局長通知第3-9-(4)-アにおいて、移送に要する費用については、「経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とされている。
- (6) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)第1において、移送の給付の範囲については局長通知第3-9-(2)にて示されているところであるが、「このうちアからエまでの場合には、医療扶助独自の給付であることから、より根拠のある形での審査等が福祉事務所に求められることとなる。」とされている。

※ここで言うアからエの場合とは以下のとおりであり、本件はイに該当する。

- ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合
- イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合
- ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合
- エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

2 本件処分について

(1) [] が、「比較的近距离に所在する医療機関」に該当するかについて

前記審理関係人の主張の要旨2(1)より、[] と [] が [] より審査請求人の自宅から近距离にあることは明らかである。

しかし、移送費の面からみて、当該近距离病院と [] が同額であれば、[] への移送費も、前記理由1(5)に該当するものとし、[] も「比較的近距离に所在する医療機関」と認めても差し支えないと考える。また、これは前記理由1(2)に言う「同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること」も満たしている。

なお、移送費の額については、審査請求人は、いずれの病院も同額である見積書(甲第11号証)を処分庁へ提出したと主張し、一方、処分庁は、近距离の病院の方が安いことを事業者に確認したと主張しているが挙証資料や記録は存在しないことから、処分庁が両者の主張の相違について十分な検証をしたとは言い難い。

(2) 審査請求人の [] 治療が、「比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合」に該当するかについて

審査請求人は、[] の主治医との信頼関係は、長年にわたって築いてきたものであるため、高齢になった今、近距离の病院へ転院して新たな医師と信頼関係を築いていくことは精神的負担が大きく、体調面に影響を与える可能性がある旨主張する。

一方、処分庁は、[] 治療以外の医療、看護及び介護体制に変わりはないので、[] を転院しても、同体制における医師等との信頼関係に影響がなく、また、転院先には、審査請求人の要介護状態においても受診できることを確認している旨主張する。

しかし、給付要否意見書(甲第3号証)では、「[] での [] 治療を要する」とした同病院医師の意見に対し、囑託医意見欄には記名押印があるのみである。囑託医意見欄に意見が付されていないことから、囑託医は、[] での治療の必要性を認めていると考えるのが相当である。なお、審理員から処分庁に対し、囑託医との協議内容を質問したところ、近距离病院への転院の適否について協議をしておらず、その他検診命令も行っていないとの回答であった。

以上のことから、本件の給付決定に関する処分庁の審査は、前記理由1(4)に基づいたものではなく、前記理由1(6)に言う「より根拠のある形での審査等」が福祉事務所にて行われたとは言えない。

したがって、本件の給付決定に関する処分庁の審査は医学的見地からの意見が反映されていないため、審査手続きに瑕疵があると認められる。

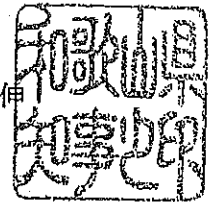
3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のおお、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用し、主文のおお裁決する。

平成29年8月9日

和歌山県知事 仁坂 吉 伸



(教示)

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、本件処分の違法を理由として裁決の取消しを求めることはできません。